

村松委員提出資料

「知的財産推進計画 2025」の策定に関する RIAJ 意見（素案）

意見：

1. 「レコード演奏・伝達権」の創設

レストラン、クラブ、店舗等で CD を再生したり、ラジオ放送やインターネット配信を受信して伝達したりする等の方法により来店者等に音楽を聞かせるなど、公衆に聞かせるための演奏・伝達行為について、著作権者は演奏権及び公の伝達権を有しているが、レコード製作者及び実演家にはこれらに相当する権利（「レコード演奏・伝達権」）が存在せず、レコードの演奏・伝達利用の対価還元を受けることができていない。

「レコード演奏・伝達権」に相当する権利は、著作隣接権関連条約で認められている権利として既に世界 142 の国・地域（OECD 加盟 38 カ国中 36 カ国）において導入されている。アジア近隣諸国においても、韓国は 2009 年著作権法改正、中国は 2020 年著作権法改正、シンガポールは 2021 年著作権法改正によりレコード製作者に権利が付与され、権利管理の実運用がスタートしているが、日本のレコード会社が海外展開して日本音楽のプレゼンスを持続的に拡大しようとしても、国によっては、日本におけるレコード演奏・伝達権の不備を理由に相互主義が適用されてレコード演奏・伝達の対価還元を受けることができず、海外展開の意欲に水を差す状況とも言える。

レコードの演奏・伝達に関する権利保護は、日 EU 経済連携協定及び日英経済連携協定で討議が約束されており、「知的財産推進計画 2024」と同時に策定された「新たなクールジャパン戦略」においても、国際的ハーモナイゼーションの観点等からレコード製作者・実演家への対価還元を図る方向性が示されている中、政府は、時機を逸することなく、「レコード演奏・伝達権」の創設に向けた具体的検討を推進し、法制化すべきである。

2. 生成 AI の開発・利用に関する法的検討の継続

音楽クリエイターや制作事業者にとって、生成 AI は、自らの創作活動に福音をもたらす可能性がある一方、自らのコンテンツと競合する AI 生成物が短期間のうちに大量に登場することによって自身の創作活動が脅かされる事態は容認できない。

AI と知的財産権の関係については、本年 3 月に文化審議会著作権分科会法制度小委員会が本年 3 月に「AI と著作権に関する考え方」を公表し、翌 4 月には AI 時代の知的財産権検討会が「中間とりまとめ」を公表したが、現行法や従前の裁判例の解釈にとどまっており、権利者の懸念を解消するのに十分なレベルは至っておらず、引き続き、開発・学習段階と生成・利用段階の両面において権利者保護に資するフレームワークを検討する必要がある。

AI 関連技術・サービスが刻々と変化し、海外においても立法の検討や訴訟が進行している中、政府は、上記の「考え方」や「中間とりまとめ」を不断に検証するとともに、著作隣接権と生成 AI との関係（アーティストの声を含んだレコード等の利用）や、特定アーティストを真似て音楽パフォーマンスを行うディープフェイク等についても、実効性のある対応を早急に検討すべきである。

3. 動画投稿サイトに係る法制度見直し等の検討

動画投稿サイトにおける UGC（ユーザー生成コンテンツ）の公開について、動画投稿サイト運営事業者は、プロバイダ責任制限法(2024 年法改正によって通称「情報プラットフォーム対処法」に変更)の枠組みに基づき、権利者から侵害通知を受けた後に削除等の送信防止措置を講ずれば原則的に損害賠償責任を負わないものとされている。電気通信設備・役務の単なる提供を超え、権利侵害コンテンツを含む大量の UGC 公開をビジネスモデルの中核としている動画投稿サイトはプロバイダ責任制限法の制定時に想定されていなかったが、同法の枠組みにより、侵害通知の負担を抱える権利者と UGC 公開により利益を得る動画投稿サイト運営事業者との間に著しい不均衡が生じている他、動画投稿サイトでのコンテンツ利用に係る取決めについても、権利者が必ずしも対等な立場で動画投稿サイト運営事業者と話し合うことができない状況にある。

この点、EU では、2019 年 4 月、大量の UGC を公開する動画投稿サイト運営事業者について、権利者との契約締結と無許諾配信の防止を求める指令（デジタル単一市場における著作権指令）が成立し、EU 加盟国での国内法化が進められている。我が国においても、EU の例を参考にしながら、動画投稿サイトに係る法制度の見直しを含め、動画投稿サイト運営事業者・権利者間の不均衡を解消するための措置を検討すべきである。

4. インターネット上の著作権等侵害に対する実効的措置の検討

2020 年著作権法改正によりリーチサイト・リーチアプリ規制が導入され、当協会が実施した音楽メディアユーザー実態調査（2024 年 3 月公表）においても違法音楽アプリの利用率は 2%にとどまっているが、海外にホスティングされたリーチサイトが多数存在し、それらにリンクするサイバーロッカーには依然として夥しい数の音源ファイルが国境を越えて違法にアップロードされており、レコード業界は削除要請等の侵害対応を日々強いられている。

政府が 2024 年 5 月 28 日に公表した「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」（更新版）において、サイトブロッキングに係る法制度整備は他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討すると整理されているが、海外における運用状況の精査など、検討再開に向けた準備を進めるべきである。

以上__